

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3132173号
(U3132173)

(45) 発行日 平成19年5月31日(2007.5.31)

(24) 登録日 平成19年5月9日(2007.5.9)

(51) Int.C1.

A 4 1 B 11/00 (2006.01)

F 1

A 4 1 B 11/00

J

評価書の請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号

実願2007-1867 (U2007-1867)

(22) 出願日

平成19年3月20日 (2007.3.20)

(73) 実用新案権者 503281290

有限会社クリエイトミュー

東京都渋谷区代々木三丁目39番15号

(74) 代理人 100101432

弁理士 花村 太

(72) 考案者 齋藤 麻美子

東京都渋谷区代々木3-39-15 有限
会社クリエイトミュー内

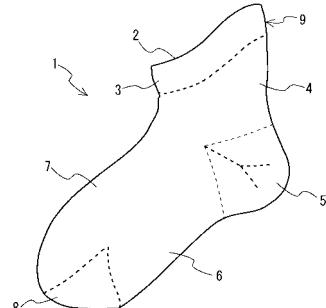
(54) 【考案の名称】 ぐつ下

(57) 【要約】

【課題】煩雑な製造工程を必要とすることなく、安定した装着状態が維持できる一方で従来よりむくみが目立たなくなると共に、従来より容易に手等の不自由な人が自力で履いたり介護人が病人や被介護者に対して履かせることのできるぐつ下の提供。

【解決手段】少なくとも足の一部を覆う足部と、該足部上方で脚の少なくとも一部を覆う脚部とが連続的に略筒状に編成されてなるぐつ下において、前記脚部上部の口ゴム部を備えた履口の上端縁が全周に沿って少なくとも一組の連続した凹凸部を形成する略波状曲線からなる輪郭を備えているものとした。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

少なくとも足の一部を覆う足部と、該足部上方で脚の少なくとも一部を覆う脚部とが連続的に略筒状に編成されてなり、前記脚部上部に口ゴム部を備えた履口が形成されているくつ下において、

前記履口は、その上端縁が全周に沿って少なくとも一組の連続した凹凸部を形成する略波状曲線からなる輪郭を備えていることを特徴とするくつ下。

【請求項 2】

前記凸部が前記履口の後側に一つ形成され、前記凹部が前記履口の前側に一つ形成されていることを特徴とする請求項 1 に記載のくつ下。

【請求項 3】

前記凸部が前記履口の前側に一つ形成され、前記凹部が前記履口の後側に一つ形成されていることを特徴とする請求項 1 に記載のくつ下。

【請求項 4】

前記凸部が、前記履口の左右両側に1つずつ形成されていることを特徴とする請求項 1 に記載のくつ下。

【請求項 5】

前記凸部の領域に開口穴が形成されていることを特徴とする請求項 2 ~ 4 のいずれか 1 項に記載のくつ下。

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本考案は、編物製品であるくつ下に関し、詳しくは履きやすくむくみが目立たないくつ下に関するものである。

【背景技術】**【0002】**

編物製品のくつ下は、一般的に履口から脚部や足首部、踵部、足底部と足甲部、踵部へと略筒状に丸編みされ、先端部が閉じられて側面視でくの字形状に形成される。このような編物製品としてのくつ下は、装着中にずり落ちないように履口に適度な伸縮性で締付け力を付与する口ゴム部が設けられている。

【0003】

図 5 に示すように、上記のような従来のくつ下 41 は、履口 42 の上端縁が、筒状脚部の軸に対してほぼ直交する方向に沿うように作られている。従って、足裏面に対して脚 100 がほぼ直交方向に位置するくつ下 41 の装着状態においては、履口 42 に設けられている口ゴム部 43 が、水平方向に沿って全周から均一な締め付け力で脚 100 を圧迫するため、履口 42 の上方ではむくみがひどく目立つものであった。

【0004】

むくみは、脂肪細胞間に張り巡らされた毛細血管と毛細リンパ管との間の組織間液のやり取りがスムーズに行われない場合に生じるものであって、通常、毛細血管で運ばれた栄養と酸素が細胞に送り込まれる代わりに排出される老廃物や余分な水分が毛細リンパ管に回収されるが、回収されない水分が皮下組織に過剰に溜まる状態をむくみと言う。

【0005】

このようなむくみは、多かれ少なかれ時間の経過と共に体の下方である脚、特に膝下領域に生じやすいものである。従って水分が溜まってむくんでいく脚の足首上やふくらはぎ部分など口ゴム部で長時間輪状に圧迫されている部分では、血流やリンパ液の流れが阻害されてさらに血管とリンパ管との間の体液のやり取りが滞り、履口上部の皮下組織内に溜まる水分は増大する。このため、脚は履口の上部分で膨らんでいき、見た目にむくみが顕著で見苦しくなるだけでなく、装着者自身も不快感が増してしまう。

【0006】

そこで、現在ではむくみ解消のための工夫が施されたくつ下が考えられている。最も一

10

20

30

40

50

般的なものとして、脚のすねや足裏に当接する部分に凸状のものを設けて、装着中に刺激を与えることにより血行を促進して疲れやむくみを解消するというくつ下があげられる（例えば、引用文献1，引用文献2参照。）。

【0007】

【特許文献1】特開2006-225800号公報

【特許文献2】特開2000-167017号公報

【考案の開示】

【考案が解決しようとする課題】

【0008】

しかしながら、上記のような従来のむくみ解消方法では、くつ下本体の編成工程とは別に刺激を与えるための凸状物を設ける工程がさらに必要であり、製造工程が煩雑で手間のかかるものとなって、その分コスト高にもなる。また、血流自体を促進しようとしても、依然口ゴム部での部分的な締付け圧迫がある以上、リンパ液の流れや体液のやり取りの滞りを解消するまでは至らず、履口上部の皮下組織での水分の溜まりによる脚の膨らみを全く目立たなくさせることはできなかった。

【0009】

さらにこのような口ゴム部は、指や手が不自由であったり腰が曲がり難くて両手が足まで届かない人や、病入または介護が必要な人にくつ下を履かせたり脱がせたりする介護人にとって、履口を押し広げながらくつ下を足に被せたり外したりする作業を、健常者の場合に比べて非常に困難で負担の大きなものにするという問題があった。しかしながらこのような締付け力を備えた口ゴム部がなければ装着後直ぐに履口は下方へずり落ちてしまい安定した装着状態が得られなくなる。

【0010】

本考案の目的は、上記問題点に鑑み、煩雑な製造工程を必要とすることなく、安定した装着状態が維持できる一方で従来よりむくみが目立たなくなると共に、従来より容易に手等の不自由な人が自力で履いたり介護人が病人や被介護者に対して履かせることのできるくつ下を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0011】

上記目的を達成するため、請求項1に記載の考案に係るくつ下は、少なくとも足の一部を覆う足部と、該足部上方で脚の少なくとも一部を覆う脚部とが連続的に略筒状に編成されてなり、前記脚部上部に口ゴム部を備えた履口が形成されているくつ下において、前記履口は、その上端縁が全周に沿って少なくとも一組の連続した凹凸部を形成する略波状曲線からなる輪郭を備えているものである。

【0012】

請求項2に記載の考案に係るくつ下は、請求項1に記載のくつ下において、前記凸部が前記履口の後側に一つ形成され、前記凹部が前記履口の前側に一つ形成されているものである。

【0013】

請求項3に記載の考案に係るくつ下は、請求項1に記載のくつ下において、前記凸部が前記履口の前側に一つ形成され、前記凹部が前記履口の後側に一つ形成されているものである。

【0014】

請求項4に記載の考案に係るくつ下は、請求項1に記載のくつ下において、前記凸部が前記履口の左右両側に1つずつ形成されていることを特徴とするものである。

【0015】

請求項5に記載の考案に係るくつ下は、請求項2～4のいずれか1項に記載のくつ下において、前記凸部の領域に開口穴が形成されていることを特徴とするものである。

【考案の効果】

【0016】

10

20

30

40

50

本考案のくつ下は、履口の上端縁が全周に沿って一組以上の連続した凹凸部を形成する略波状曲線からなる輪郭を備えているものであるため、口ゴム部による脚への締付け圧が脚周りで足裏面に対して異なる高さ位置に分散してかかるため、脚部の同一高さ位置で輪状に圧迫する従来のくつ下のように血流やリンパ液の流れを妨げることもなく履口の上部で脚が膨らむような皮下組織内で水分の溜まりの軽減される。しかも履口の実質的な開口面積が足裏面に対して平行となる従来の履口の開口面積よりも大きくなるため、その分、履口に足を挿入し易いなると共に、履口に形成される凸部を利用して履口につま先から足を挿入しながらこの凸部をつまんだり掴んだりして足挿入方向と逆に引っ張り上げれば容易にくつ下を履いたり履かせたりすることができる。

【0017】

10

従って、本考案のくつ下には、編成工程に別の煩雑な工程を加えることなく、従来と同様の簡便な製造工程のまま、従来のくつ下よりむくみが目立たず、履きやすく且つ履かせやすくて手等が不自由な人や病人や被介護者に対してくつ下を履かせる介護人にとって負担が軽いくつ下を提供できるという効果がある。

【考案を実施するための最良の形態】

【0018】

20

本考案は、少なくとも足の一部を覆う足部と、該足部上方で脚の少なくとも一部を覆う脚部とが連続的に略筒状に編成されてなり、前記脚部上部に口ゴム部を備えた履口が形成されているくつ下において、履口の上端縁が、全周に沿って一組以上の連続した凹凸部を形成する略波状曲線からなる輪郭を備えているものである。従って、本考案によるくつ下は、装着状態において脚が足裏面に対して直交方向にあるとき履口の上端縁は全周に沿って足裏面に対して連続的に異なる高さとなって、口ゴム部が同じ高さ位置の水平上で脚を均一に締付ける部分が全くないため、口ゴム部による脚への締付け圧は脚周りで足裏面に対して異なる高さ位置に分散してかかり、口ゴム部の伸縮性が同じであっても脚の同一高さ位置の水平上で輪状に圧迫する従来のくつ下のように血流やリンパ液の流れを妨げることもなく、履口の上部の皮下組織に溜まった水分による部分的な膨らみは生じることがない。よって本考案のくつ下によれば、従来と同様に口ゴム部による履口のずり落ちを生じることなく安定した装着状態を維持できる一方で、履口の上部でむくみが目立ってくることはない。

【0019】

30

さらに、脚部を構成する筒状部の中心軸に対して直交する方向での断面積が同じであっても、本考案のくつ下では、足裏面に対して平行となる従来の履口の開口面積よりも、実質的に開口面積が大きく且つ開口周縁長さも大きくなるため、その分、履口に足を挿入し易い。

【0020】

さらに本考案では履口の上端縁には、少なくともひとつの凸部が形成されるため、履口につま先から足を挿入しながらこの凸部をつまんだり掴んだりして足挿入方向と逆に引っ張り上げれば容易にくつ下を履いたり履かせたりすることができる。

【0021】

40

以上のような構成を備えた本考案によるくつ下は、編成工程前に予め所望の履口形状を設定しておくだけで、くつ下本体の編成工程の内で履口に上記の如き特徴的な形状を形成することができるため、何ら煩雑な別工程を必要とすることなく従来よりむくみが目立たず履きやすいくつ下を製造することができる。

【0022】

50

なお、本考案における前記凸部は、履口のどの位置にあってもよいが、まず比較的大きくて掴みやすいものを一つ形成した構成が好ましい。例えば、くつ下脚部が足首程度の短いソックスタイプであるとき、装着時に踵上方となる履口の後側に凸部が位置するものが履きやすい。この場合、凸部と対向する履口の前側に輪郭が凸部と対称形状となる凹部が位置する構成とすれば、正面に凹状の曲線輪郭が配置されるため、足首はすっきりと細めに見え、むくみもさらに目立たなくなるという効果もある。

【0023】

しかし、膝丈まである長いくつ下の場合は、凸部を脚後側に形成すると装着状態で膝裏に当たってしまい、特に膝曲げ時に違和感や不快感を生じせしめることが考えられるため、凸部が履口の前側に位置し、膝裏に凹部が位置する構成とするのが望ましい。この場合、膝曲げ時に折り返されたり挟まれたりして膝裏に違和感等を感じさせるような部分が生じることなく、脚部を凸部が丁度膝頭を覆うまで長くすることができる。なお、このように脚部が長いくつ下において、口ゴム部だけで履口のずり落ちを防止するのが難しい場合は、たとえば脚部上方に口ゴム部より緩やかな締め付け力の圧迫帯域をリング状に設けてもよい。

【0024】

また、凸部を履口の左右両側に一対設ける構成とすれば、各凸部を摘んで脚の左右両サイドからくつ下を引き上げることができるため、よりスムーズにくつ下を履くことができる。

【0025】

さらに、凸部の領域に開口穴を形成しておけば、この開口穴に係止具を引っ張り上げることができるために、腰が曲がらなくて足に手が届かない人でも自力でくつ下を履くことができる。また、病人や被介護者にくつ下を履かせたり脱がせたりする際に、介護人はこの開口穴に指をかけてくつ下を引っ張り上げたり引き下げたりできるため、作業がより簡便で負担軽減となる。

【0026】

なお、本考案におけるくつ下は、脚部下方の足部が踵部、足底部および足甲部、つま先部まで備えて足全体を覆うものに限らず、少なくとも足の一部を覆う足部と該足部上方で脚の少なくとも一部を覆う脚部を備え、脚部上方に口ゴム部を備えた履口が形成されているものであれば、例えはつま先や踵、その他部分的に足や脚が露出しているものなど、現在の多様なデザイン性に応じて様々な形態のものが含まれる。

【実施例1】

【0027】

本考案の第1の実施例として、脚部が足首丈で踵部上方に凸部が一つ形成されたくつ下を図1、図2に示す。図1は本実施例によるくつ下の全体構成を示す概略側面図であり、図2は本くつ下の装着状態を示す説明図であり(a)は側面から見た概略模式図、(b)は正面上方から見た概略模式図である。

【0028】

本考案によるくつ下1は、編み機により、以下の順で略筒状に連続的に編成されていくものである。即ち、まず後に折り重ねられて口ゴム部3と履口2を形成するゴム編み端部から脚部4、踵部5、足底部6及び足甲部7、つま先部8まで順次連続的に編成する。以上、一連の連続した編成工程の後、つま先部8等の開口部を閉じ縫いし、ゴム編み端部を内側あるいは外側に折り重ねて縫い止めれば、図1に示すくつ下1が得られる。

【0029】

ゴム編み端部を折り重ねた二重部分がゴム編みの伸縮性により締付け力が付与された口ゴム部3となり、その折り目により履口2が形成されるが、この履口2には、上端縁が全周に沿って略波状曲線からなる輪郭を備えており、連続する一組の凹凸部が波形状に形成されている。本実施例のくつ下1においては、装着時に踵上方に来る履口2の後側に凸部9が形成されると共に、足甲上方に来る履口2の前側に凸部9と対称な輪郭形状の凹部10が形成されている。この本実施例のくつ下1は、図1に示すように、脚部4の左右部分を互いに重ね合わせるように畳んだ状態にて、履口2は左右上端縁同士が互いに重なるように線対称の輪郭形状となっており、この重なった輪郭線は脚部4の中心軸に直交する水平線に対して傾斜した緩やかS字曲線となっている。

【0030】

このような履口2の上端縁の特徴的な輪郭形状は、ゴム編み端部から脚部上方部分に亘る領域に関して、前記ゴム編み端部を折り重ねた際に折り目に現れるような編み目数等の

調整を予め編み機の設定において行うだけで、特別煩雑な別工程を必要とすることなく簡便に形成することができる。またゴミ編み部を全周に亘って均一な幅で形成すれば、折り重ねられて形成される口ゴム部3も履口2の上端縁に沿って同じ波形状輪郭となる。

【0031】

本実施例のくつ下1では、図2(a)に示すように、装着時の口ゴム部3による脚100への締付け圧が、脚周りで足裏面に対して異なる高さ位置に分散してかかる、同じ高さ位置の水平上で均一に締付けられる部分が全くないため、図5に示す従来のくつ下に見られる脚100を輪状に圧迫する場合のような血流やリンパ液の流れの阻害は大幅に軽減し、履口の上部の皮下組織に溜まった水分による部分的な膨らみは生じ難くなり、履口2の上部で脚のむくみが目立つことはない。

10

【0032】

さらに本実施例では、図2(b)に示すように、履口2の前側領域に凹部10が形成され、装着時に足甲上方にその凹状の輪郭曲線が現れるため、足首はよりむくみが目立ちにくくすっきりと細めに見える。また口ゴム部3による履口2のずり落ち防止効果はほぼ従来同様に機能するため安定した装着状態を維持できる。

【0033】

また、本実施例によるくつ下では、脚部4を構成する筒状部の中心軸に対して直交する方向での断面積が同じであっても、足裏面に対して平行となる従来の履口の開口面積よりも、実質的に開口面積が大きく且つ開口周縁長さも大きくなるため、その分、履口に足を挿入し易い。さらに踵上方に形成された凸部9を利用して、履口2につま先から足を挿入しながらこの凸部9をつまんだり掘んだりして足挿入方向と逆に引っ張り上げれば容易にくつ下を履いたり履かせたりすることができる。

20

【実施例2】

【0034】

本考案の第2の実施例として、脚部が膝丈で脚前側に凸部が一つ形成されたくつ下を図3に示す。図3は本実施例によるくつ下の全体構成を示す概略側面図である。本実施例によるくつ下11は、上記実施例1とほぼ同じ手順の編成工程で形成することができる。即ち、後に折り重ねられて口ゴム部13と履口12を形成するゴム編み端部から脚部14、踵部15、足底部16及び足甲部17、つま先部18まで順次連続的に編成した後、つま先部18等の開口部を閉じ縫いし、ゴム編み端部を内側あるいは外側に折り重ねて縫い止めれば、図3に示すくつ下11が得られる。

30

【0035】

また実施例1と同様に、ゴム編み端部を折り重ねた二重部分が締付け力を付与された口ゴム部13となり、その折り目により履口12が形成される。本実施例においては、この履口12は、上端縁が全周に沿って略波状曲線からなる輪郭を備えており、連続する一組の凹凸部が波形状に形成され、装着時に膝に被さる位置に凸部19が配置されるものである。この本実施例のくつ下11は、図3に示すように脚部14の左右部分を互いに重ね合わせるように畳んだ状態にて、履口12は左右上端縁同士が互いに重なるように線対称の輪郭形状となっており、この重なった輪郭線は脚部14の中心軸に直交する水平線に対して傾斜した緩やかな逆S字曲線となっている。

40

【0036】

この場合、膝裏に当接する位置に凸部19と対称な輪郭形状の凹部が配置される構成とすることによって、装着状態で膝を曲げた際に折り返されたり挟まつたりして膝裏に違和感や不快感を与えるような履口部分がない。

【0037】

以上のような本実施例によるくつ下11の履口12の上端縁の特徴的な輪郭形状も、ゴム編み端部から脚部上方部分に亘る領域に関して、前記ゴム編み端部を折り重ねた際に折り目に現れるような編み目数等の調整を予め編み機の設定において行うだけで、特別煩雑な別工程を必要とすることなく簡便に形成することができる。

【0038】

50

また、このくつ下 1 1 の装着状態においては、口ゴム部 1 3 による脚 1 0 0 への締付け圧が、膝上周りで足裏面に対して異なる高さ位置に分散してかかるため、膝上での皮下組織における水分の溜まりやこれによる膨らみは生じ難く、履口 1 2 上部で膝上部分のむくみが目立つことはない。

【 0 0 3 9 】

また、本実施例によるくつ下 1 1 の履口 1 2 の実質的な開口面積も、上記実施例 1 と同様に、従来の足裏面に対して水平となっている履口の開口面積より大きくなる分、履口 1 2 から足を挿入しやすく、履きやすい。

【 0 0 4 0 】

なお、本実施例では、口ゴム部 1 3 の下方で、膝下周りとなる脚部 1 4 の上方位置に口ゴム部 1 3 より緩い締め付け力の圧迫帯域を周囲に亘って比較的幅広に設けることによって、膝丈までの長い脚部 1 4 が、口ゴム部 1 3 だけでは充分にずり落ちを防ぐのが難しい重さを有する場合に、安定したくつ下装着状態を維持するのを助けることができる。この場合、図 3 (a) に示すように圧迫帯域 2 0 a を均一高さ位置でリング状に設けてもよいが、図 3 (b) に示すように、圧迫帯域 2 0 b を履口 1 2 の上端縁に沿って波状に形成すれば、凸部 1 9 が形成されている脚部 1 4 の前側上方部分のずり落ちをより良く防止でき、一層安定した装着状態が得られる。

【 実施例 3 】

【 0 0 4 1 】

本考案の第 3 の実施例として、脚部がふくらはぎ丈で左右両側に凸部を一対備え、各凸部に開口穴が形成されたくつ下を図 4 に示す。図 4 は本実施例によるくつ下の全体構成を示す模式図であり (a) は概略側面図、(b) は概略正面図である。

【 0 0 4 2 】

本実施例によるくつ下 1 1 は、上記実施例 1 および実施例 2 と同様に、後に折り重ねられて口ゴム部 2 3 と履口 2 2 を形成するゴム編み端部から脚部 2 4 、踵部 2 5 、足底部 2 6 及び足甲部 2 7 、つま先部 2 8 まで順次連続的に編成した後、つま先部 2 8 等の開口部を閉じ縫いし、ゴム編み端部を内側あるいは外側に折り重ねて縫い止めれば、図 4 に示すように、ゴム編み端部を折り重ねた二重部分が口ゴム部 2 3 となり、その折り目により履口 2 2 が形成されたくつ下 2 1 が得られる。

【 0 0 4 3 】

本実施例においては、履口 2 2 の上端縁が周囲に沿って略波状曲線からなる輪郭を備え、連続する二組の凹凸部が波形状に形成されており、装着時に脚の左右両サイドにそれぞれ凸部 2 9 が配置されるものである。この本実施例のくつ下 2 1 は、図 4 に示すように、脚部 2 4 の左右部分を互いに重ね合わせるように畳んだ状態にて、履口 2 2 は左右上端縁同士が互いに重なるように線対称の輪郭形状となっている。

【 0 0 4 4 】

このような履口 2 2 を備えた本実施例におけるくつ下 2 1 も、履口 2 2 上のふくらはぎ周りで口ゴム部 2 3 によるむくみは目立つことなく、また従来より実質的に大きい開口面積により足を挿入しやすいと共に、左右両サイドから一対の凸部 2 9 を利用してくつ下を引き上げることができるため、非常に履きやすい構成となっている。

【 0 0 4 5 】

さらに、本実施例においては、各凸部 2 9 に、開口穴 3 0 を設けているため、くつ下を引き上げたり引き下ろしたりする際に、この開口穴 3 0 に指 1 0 1 を引っ掛けたり、また係止具を引っ掛けることができるため、腰が曲がらなくて足に手が届かない人が自力でくつ下を脱ぎ着したり、病人や被介護者に対して介護人がくつ下を脱ぎ着させたりする作業を容易にし、健常者に比べて大きかった作業負担を軽減することができる。

【 0 0 4 6 】

また本実施例のくつ下 2 1 においても、それぞれ開口穴 3 0 が形成された 2 つの凸部 2 9 を備えるという履口 2 2 の上端縁の特徴的な輪郭形状は、ゴム編み端部から脚部上方部分に亘る領域に関して、前記ゴム編み端部を折り重ねた際に折り目に現れるような編み目

10

20

30

40

50

数等の調整を予め編み機の設定において行うだけで、特別煩雑な別工程を必要とすることなく簡便に形成することができる。

【0047】

なお、本考案の履口の上端縁の輪郭形状は、以上の実施例1～3に示したものに限定されるものではなく、少なくとも一つ以上の凸部が履口の上端縁のいずれかの位置に形成されるように、全周に沿って連続した略波状曲線からなる輪郭を備えるものであればよい。さらに、本考案の履口の構成は、上記実施例のものに限らず様々な脚部長さのくつ下において同様に有効であることは言うまでもない。

【図面の簡単な説明】

【0048】

10

【図1】本考案の第1の実施例によるくつ下の全体構成を示す概略側面図である。

【図2】図1に示すくつ下の装着状態を示す説明図であり、(a)は側面から見た概略模式図、(b)は正面上方から見た概略模式図である。

【図3】本考案の第2の実施例によるくつ下の全体構成を示す概略側面図である。

【図4】本考案の第3の実施例によるくつ下の全体構成を示す模式図であり、(a)は概略側面図、(b)は概略正面図である。

【図5】従来のくつ下の一例を装着状態で示した概略全体図であり、(a)は側面模式図、(b)は正面上方から見た模式図である。

【符号の説明】

【0049】

20

1, 11, 21, 41 : くつ下

2, 12, 22, 42 : 履口

3, 13, 23, 43 : 口ゴム部

4, 14, 24, 44 : 脚部

5, 15, 25 : 跡部

6, 16, 26 : 足底部

7, 17, 27 : 足甲部

8, 18, 28 : つま先部

9, 19, 29 : 凸部

10 : 凹部

30

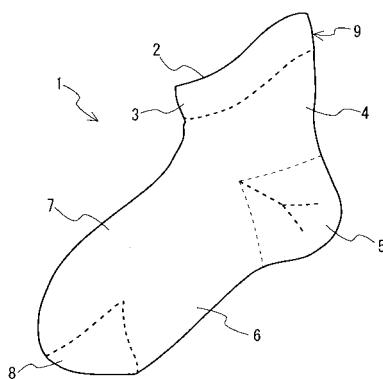
20a, 20b : 圧迫帯域

30 : 開口穴

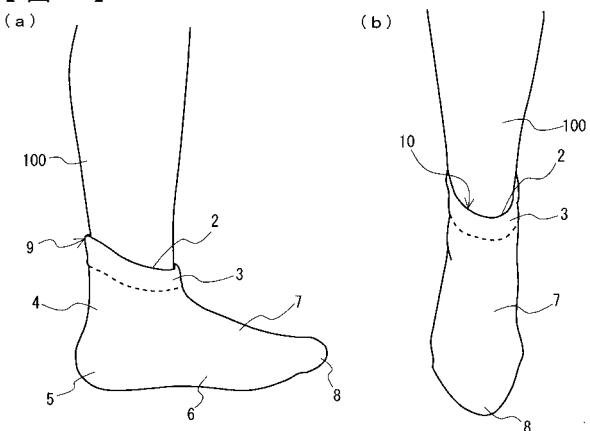
100 : 脚

101 : 指

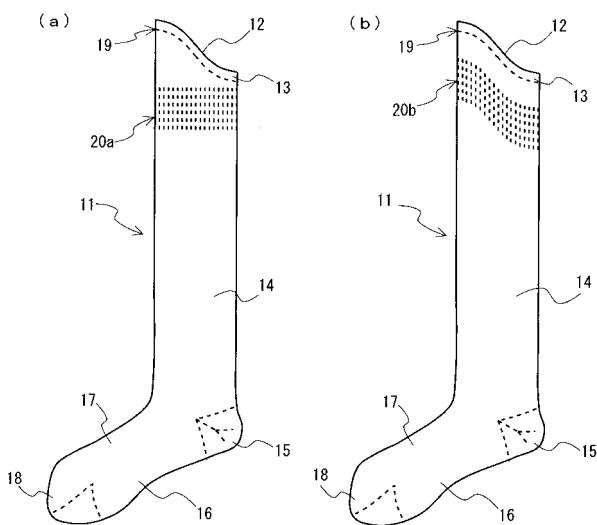
【図1】



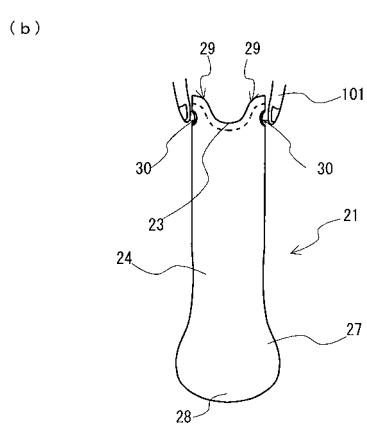
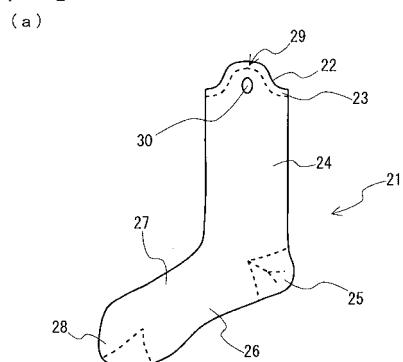
【図2】



【図3】



【図4】



【図5】

